

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部お客さまサービス課 (06-6616-5478)
処分課（担当）名	水道局総務部お客さまサービス課（工業用水道担当）
処分の名称	工業用水道事業給水条例に関する違反処分
概要	水道の利用者が大阪市工業用水道事業給水条例又は同条例の規定に基づく指示に違反した場合、その理由の継続する間給水を停止し、過料を科します。
根拠法令等 及び条項	大阪市工業用水道事業給水条例（昭和34年4月1日条例第20号）第8条、第24条、第32～34条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 工業用水道事業給水条例違反処分要綱
処分基準	次に掲げる行為のいずれかを行った場合、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、過料を科する。 (1) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき (2) 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき (4) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき (5) 大阪市工業用水道事業給水条例又は大阪市工業用水道事業給水条例の規定に基づく指示に違反したとき 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 次に掲げるものに該当する場合、担当事業所から使用者等に対して、大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書を交付し、なお支払いがない場合は給水を停止する。 (1) 工事申込勧告に応じないとき (2) ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき (3) その他、条例違反に対する本市の求めに応じないとき
ホームページ	
備考	

工業用水道事業給水条例違反処分要綱

(平成 24 年 5 月 1 日局長決)
(最近改正 平成 28 年 4 月 1 日)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は大阪市工業用水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）
第 32 条に定める違反を発見した場合の処分について定めるものとする。

(事 例)

第 2 条 給水条例第 32 条第 1 号及び第 3 号に定める違反の具体事例については、
次に掲げる行為をいう。

- (1) 中止栓の無届使用
- (2) メータ代替等による補足管又はゴムホースなどでの使用
- (3) メータを逆方向へ設置したとき
- (4) メータを無断で取り外して水道を使用したとき
- (5) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき
- (6) 公設消火栓の不正使用
- (7) 料金・手数料などを不当に減じる目的でなされた水栓と推認されるもの
- (8) メータ外から分岐しての使用
- (9) 無許可又は無届による配水管穿孔
- (10) 加圧ポンプとの直結
- (11) 井河水その他の供給管との直結
- (12) 残存給水管からの無届引込み
- (13) メータ外無届工事
- (14) メータ内無届工事
- (15) 無届撤去工事
- (16) 給水条例第 8 条に定める基準に不適合な給水管を使用したとき
- (17) 使用材料等の虚偽の届出

(お客さまサービス課への連絡)

第 3 条 給水条例第 32 条に掲げる違反を職員又は委託業務従事者が発見した場合、お客さまサービス課へ連絡し、可能な限り違反水栓の写真撮影を行うこととする。

(違反処理)

第 4 条 前条により、連絡を受けたお客さまサービス課は、現地へ担当水道工事センターの職員を派遣して現状確認を行い、違反行為が事実であれば、その行為の確たる証拠とするため、念入りに写真撮影を行うこととする。

2 担当水道工事センターの職員は、現状確認書（様式 1）に必要事項を記入

し、違反意思の有無に関わらず、給水施設の利用者又は所有者等（以下「利用者等」という。）へ現状確認の署名・押印を求めるとともに経緯等の聴き取り調査を実施する。

- 3 署名・押印を求めた後、違反水栓については利用者等へ切断等行わせる。
- 4 利用者等が署名を拒否した場合や違反を是正しない場合は、写真などの証拠を利用者等へ提示するとともに拒否又は是正しない理由を聴き、正当性がなければ、現状確認書の備考欄に拒否理由を明記の上、担当水道工事センターで給水停止を執行する。
- 5 違反行為が悪質で詐欺罪等にあたりと営業企画担当課長が判断した場合は、警察の協力を得る。
- 6 第4項に掲げる給水停止を執行した場合、お客さまサービス課から大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書（様式2）を利用者等へ交付する。

（大阪市工業用水道事業給水条例違反調書の作成）

第5条 現状確認終了後、担当水道工事センターの職員は、大阪市工業用水道事業給水条例違反調書（様式3）を作成し、必要な場合は設計書等の資料を添付する。

（大阪市工業用水道事業給水条例違反通知書及び弁明の機会付与通知書の交付等）

- 第6条 違反行為の事実が確認できたものについては、お客さまサービス課から利用者等へ大阪市工業用水道事業給水条例違反通知書（様式4）を交付する。
- 2 行政手続法第13条第1項及び大阪市行政手続条例第13条第1項の規定により、弁明の機会を付与する必要があるため、お客さまサービス課は前項に掲げる通知書の交付と同時に弁明の機会付与通知書（参考資料）を交付する。

（ほ脱料金）

- 第7条 ほ脱料金が発生する場合、お客さまサービス課は、ほ脱したと思われる期間を調査し、「工業用水道点検収納等事務要綱」第5条の規定等により、ほ脱料金を算出する。
- 2 お客さまサービス課は、算出したほ脱料金を算出根拠も含め利用者等へ連絡する。ただし、利用者等が算出根拠における異議を申し出た場合、客観的にみて正当性が認められるものであれば、ほ脱料金の算出方法を変更することができる。
 - 3 ほ脱料金確定後、ほ脱の概要、金額及び納付期限などを記して利用者等へ通知する。ただし、請求書については、工業用水道料金納入通知書兼領収証

書及びご使用明細表（工水特 9-700）により請求することとする。

（工事施工）

- 第 8 条 第 2 条第 8 号から第 17 条に掲げる違反工事等については、水道工事センターより正規工事の施工方法等を使用者等へ説明し、給水条例第 8 条に定める基準に適合した給水施設に変更させるなどして、正規の手続きをさせる。
- 2 前項の規定により、使用者等から工事の申し込みがあったものについては、工事費予定額を納付させ、工事を施工する。

（過料）

- 第 9 条 お客さまサービス課は、給水条例第 33 条の規定に基づき、過料の金額を別表により算定し、大阪市水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書（様式 5）を使用者等へ交付する。ただし、請求書については、納入通知書（システム処理用）（経共 1-100）により請求することとする。

（給水停止）

- 第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さまサービス課から使用者等に対して、大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書（様式 6）を交付し、当局の指示に応じない場合は担当水道工事センターで給水停止を執行する。
- （1）工事申込勧告等に応じないとき
- （2）ほ脱料金又は過料を期日までに納付しないとき
- （3）その他、条例違反に対する本市の求めに応じないとき
- 2 お客さまサービス課は給水停止執行を行った場合、大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書（様式 2）を使用者等へ交付する。

附 則

- 1 この要綱は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 「大阪市工業用水道事業給水条例違反水栓処分要綱（平成 17 年 4 月 1 日局長決）」は廃止する。

附 則

この要綱は平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第9条関係)

項目区分	内容区分	決定基準	決定基準の細目	納付者	
1 料金過料	(1) 中止栓の無届使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	ア 使用期間が3か月未満の場合	ほ脱料金の3倍の額を徴収する	使用者又は所有者等
			イ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合	ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			ウ 使用期間が6か月以上の場合	ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(2) メータ外から分岐しての使用	使用期間に応じて、ほ脱料金の3倍以上5倍以下	エ 使用期間が3か月未満の場合	ほ脱料金の3倍の額を徴収する	
			オ 使用期間が3か月以上6か月未満の場合	ほ脱料金の4倍の額を徴収する	
			カ 使用期間が6か月以上の場合	ほ脱料金の5倍の額を徴収する	
	(3) その他	使用期間にかかわらず、ほ脱料金の5倍 ただし、5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。	キ その他悪質と認められるもの (ア) メータを逆方向へ設置したとき (イ) メータを無断で取り外して水道を使用したとき (ウ) 給水停止執行中にメータキャップ等を無断で取り外したとき (エ) 公設消火栓の不正使用 (オ) 暴行強迫等を行ったとき		

項目区分	内容区分	決定基準	決定基準の細目	納付者
2 工事過料	(1) 無許可又は無届による配水管穿孔	50,000円	1孔ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(2) 加圧ポンプと直結	50,000円	1台ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(3) 井河水その他の供給管との直結	50,000円	1件ごとに、50,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
	(4) 接合ミス	10,000円以上50,000円以下	工業用水道の給水管を、他の供給管と間違えて接合した場合をいう。1件ごとに、10,000円を徴収する。ただし、簡単な注意を怠ったことによる接合ミスの場合には、1件当たり、20,000円以上とする。	使用者又は所有者等
	(5) 残存給水管からの無届引込み	25,000円以上50,000円以下	残存管とは、廃栓または焼跡等の残存給水管をいう。原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
	(6) メータ外から分岐しての使用	25,000円以上50,000円以下	前号の例による	使用者又は所有者等
	(7) メータ外無届工事	30,000円以上50,000円以下	原則として、50,000円徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、30,000円まで減額することができる。	使用者又は所有者等
	(8) メータ内無届工事	20,000円以上50,000円以下	ア 同一メータ内で2栓以下の追加工事をした場合は、20,000円を徴収する。	使用者又は所有者等
			イ 同一メータ内で2栓をこえる追加工事をした場合は、1栓ごとに5,000円を加算して徴収することとし、20,000円を限度とする。ただし、悪質な違反と認められるものについては、30,000円まで徴収することができる。	
			ウ 同一メータ内で、給水方式を変更した場合及び受水槽容量等の変更により給水施設を改造した場合は、25,000円徴収する。	
エ 他の給水施設のメータ内から分岐させて引込み工事をした場合、原則として、50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。				
(9) 無届撤去工事	25,000円以上50,000円以下	ア 給水管の口径が100mm以下のものは、25,000円を徴収する。	使用者又は所有者等	
		イ 給水管の口径が100mmをこえるものは、50,000円を徴収する。		

項目区分	内容区分	決定基準	決定基準の細目	納付者
3 その他過料	(1) 中止栓の無届使用	25,000円以上50,000円以下	(中止栓に補足管、ゴムホース等を取りつけて使用する場合をいう。) 原則として、50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められるものについては、25,000円まで減額することができる。	使用者
	(2) 虚偽の届出その他	25,000円以上50,000円以下	(配管状態、使用材料の虚偽の届出、故意のメータ逆付等をいう。)	届出者
			ア 虚偽の届出等にあつては、悪質の程度等諸般の事情を勘案のうえ決定する。	
			イ 故意のメータ逆付けについては、50,000円を徴収する。	
	(3) 目的外使用	10,000円以上50,000円以下	工業以外の用及び雑用水以外の用に供する場合をいう。	使用者
			ア 飲用に供していることが判明したにもかかわらず使用を続けた場合は、使用期間の長短にかかわらず50,000円を徴収する。	
			イ 飲用に供していることが判明し直ちに給水を停止するなどの措置を行った場合には、30,000円を徴収する。ただし、当局に対して報告を行った場合には、10,000円まで減額することができる。	
		ウ 飲用以外の目的外使用の場合には、30,000円を限度として徴収する。		
(4) 販売・転売	10,000円以上50,000円以下	給水を他のものに販売・転売した場合は50,000円を徴収する。ただし、軽易な違反と認められる場合は、10,000円まで減額できる。	使用者	

備考

- 1 料金過料は、使用者又は所有者等が違反の意思を持って中止栓を使用した場合、料金の徴収を免れるために給水施設を加修した場合及び料金の徴収を免れるために第三者に給水施設工事を施工させた場合の外、料金の徴収を免れるために暴行強迫等の不正行為を行った場合等、使用者又は所有者等の責に帰すべき客観的事実が認められる場合に徴収する。
- 2 料金過料と工事過料あるいは、料金過料とその他過料は、併科することができる。
- 3 工事過料とその他過料を併科することはできない。(重きに従って処分する。)
- 4 過料の決定基準によりがたい場合は、営業企画担当課長又は給水課長と協議する。

(お客さまサービス課決裁欄)

(水道工事センター決裁欄)

課長	課長代理	担当係長	担当者	所長	副所長	担当係長	担当者
----	------	------	-----	----	-----	------	-----

現状確認書

平成 年 月 日

(提出先)

大阪市水道局長

住所 区

氏名

印

次のとおり、大阪市工業用水道事業給水条例第 32 条第__号の規定に違反していることを確認いたしました。

給水施設所在地	区		
ご使用者名	様		
お客さま番号			
マスタ番号		水栓番号	
現状確認日時	現状確認者		
平成 年 月 日 時 分			
違反概要			
備考			

大阪市工業用水道事業給水条例(抜粋)

(違反処分)

第 32 条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき
- (4) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第 33 条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。

大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止執行書

様

給水施設所在地 _____ 区 _____

ご 使 用 者 名 _____ 様

お 客 さ ま 番 号 _____

マ ス タ 番 号 _____

水 栓 番 号 _____

- 1 ご使用の給水施設は、_____のため、大阪
市工業用水道事業給水条例第 32 条第 _____ 号の規定により給水を停止しました。
なお、給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は責任を負いません。
- 2 給水停止解除等の連絡につきましては、下記担当までお問い合わせください。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

(担当)

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

平成 年 月 日

(決裁欄)

水道工事センター						
所 長		副 所 長		担 当 係 長		担 当 者

事業所名 _____

大阪市工業用水道事業給水条例違反調書						
発見年月日		年 月 日		発見者 (所属・氏名)		
給 水 施 設	所在地		区			
	所有者(使用者) 住所氏名					
	水栓番号		号			
	お客さま番号		マスタ番号			
違 反 工 事	施 工 年 月 日		年 月 日			
	施 工 者 住所氏名					
違 反 概 要						
違 反 調 査 及 び 処 理 等	現状確認・聴取 調査年月日		年 月 日		現状確認・ 聴取調査者	
	聴取調査概要					
	証拠写真有無 (撮影日)		有(年 月 日)・無		切断等の是正 (いずれかに)	処置
備 考						

大阪市工業用水道事業給水条例違反通知書

_____様

給水施設所在地 _____区

ご 使 用 者 名 _____様

お 客 さ ま 番 号 _____

マ ス タ 番 号 _____

水 栓 番 号 _____

上記の給水施設は、_____のため、大阪市
工業用水道事業給水条例第 32 条第 号の規定に該当しております。

なお、弁明をするときは、別紙の「弁明の機会付与通知書」を参照してください。

大阪市工業用水道事業給水条例（抜粋）

（違反処分）

第 32 条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき
- (4) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第 33 条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

- 2 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

（担当）

年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる過料決定通知書

大阪市工業用水道事業給水条例第 32 条 号の規定に該当しますので、同条例第 33 条の規定に基づき、次のとおり過料を決定します。

記

1 給水施設所在地 _____ 区 _____

2 ご 使 用 者 名 _____ 様

お客さま番号 _____ マスタ番号 _____ 水栓番号 _____

3 過 料 の 金 額 _____ 円

4 納 付 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 納 付 方 法 別添の納入通知書による

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

大阪市工業用水道事業給水条例違反にかかる給水停止予告書

給水施設所在地 _____ 区 _____

ご 使 用 者 名 _____ 様

お 客 さ ま 番 号 _____

マ ス タ 番 号 _____

水 栓 番 号 _____

1 平成 年 月 日付で決定しました _____ を納付期限までにお支払い
いただいております。

つきましては、納付期限を _____ 年 月 日まで延期しますので、必ず期限内
にお支払いください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、大阪市水道事業給水条例第 32 条の規定
により給水を停止します。

2 給水停止はご不在でも執行します。

3 給水停止によりいかなる損害が生じても、当局は一切責任を負いません。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

(担当)